

視 察 報 告 書

報告者 氏名 清水 大

1 会派名

会派に属さない議員

2 期日

令和7年8月8日（金）

3 観察地及び調査事項

(1) 神奈川県横須賀市

- ・エンディングプラン・サポート事業
- ・わたしの終活登録

終活支援センター開設までの経過、それぞれ2つの事業の成果と課題について

4 所感等

(1) 神奈川県横須賀市

終活事業の先進自治体である神奈川県横須賀市に赴き、二つの終活事業を学んできた。

・エンディングプラン・サポート事業

かつては一億総中流と言われた我が国であるが、失われた30年により、今や国民の多くが生活に苦しんでおり、低所得世帯の増加が顕著である。そして戦後の核家族化の影響から、配偶者の死別により、最終的に一人でお亡くなりになられる方が増加している。加えて家族関係の希薄化からご遺体の引き取り手がないケースも増加。墓地埋葬法第9条ではご遺体の引き取り手がない場合、死亡した場所の市町村長が火葬することが決められている。

横須賀市の歴史を少し紐解いてみる。江戸時代、横須賀浦賀は干し鰯の専売で大いに栄えた街である。多くの独身男性が職を求めて浦賀に出稼ぎに来たそうで、それに伴い遊郭が誕生した。その結果、男女問わず単身者が多い町となった。そのような歴史的背景から、古くから無縁墓地が存在しており、火葬や埋葬に係る行政の負担が課題であった。

昔と今とで状況が違うのは、身元が判明していながら自治体で火葬や埋葬まで行うケースが急増していることである。横須賀市では1993年から増え始め、2003年以降急激に増えたそうである。これは携帯電話の普及との因果関係も指摘されているとの事。これらの方々は死後の事を相談することもできずに亡くなられており、無宗教で火葬されてしまっている。なぜ相談出来なかつたのか。相談できる民間の企業、団体はいずれも高額で、低所得者層には相談しようにも相談できないのである。では行政で相談に乗ってあげられなかつたのか。墓地埋葬法第9条には死後火葬だけが義務とされており、行政が生前に死期周辺の相談に応じる事は義務付けられていないことから、ご本人からそのような申し出があつても、相談に応じなかつたケースが実際に横須賀市であつたそうである。

民間だけでは支援できない孤立した低所得者でも、ご本人の意思、人間としての尊厳を守ってさしあげたい。そのような思いからエンディングプラン・サポート事業は立ち上がったとの事。

エンディングプラン・サポート事業の内容は下記である。まず市に相談窓口、支援機関を設置。エンディングプラン・サポート登録を実施。市で管理するとともに毎月電話での安否確認を実施。3～4か月に一度は家庭訪問も実施。死後は納骨まで寄り添つて見届ける体制を整えた。一方で市は葬儀社と協力体制を構築し、市民と葬儀社の葬儀の費用に関して生前に死後事務委任契約を結

んでもらう。生活保護基準額+最低納骨費用である27万円を市民は葬儀社に前納する。生活保護受給者については納骨費用5万円のみ負担、その他の困窮層は27万円を負担。生前にこのような契約を済ませておくことで、市民の尊厳を守ると同時に行政の火葬費用等の負担も軽減で出来る制度となっている。実績としては令和6年度は192万円、令和5年度は279万円、令和4年度は232万円の支出回避が出来たとの事。

上述したような市民（単身且つ低所得でご遺体の引き取り手がない方）が本市で毎年何名ほどいるのか分からぬが、少なからずいるかと思う。また今後対象者が増えていくことも考えられることから、行政のほうでも先進事例として調査研究の対象として頂きたい。可能であれば制度を整えて頂きたいと願う。

・わたしの終活登録

上記エンディングプラン・サポート事業は単身の低所得者向けの支援事業であるが、当該事業は所得制限もなく希望するすべての市民が登録できる制度となる。

ポイントは、単なるエンディングノートの無料配布事業と異なり、本人の意思で終活に関連する情報を登録してもらう点にある。登録した内容を、市は本人の同意を得た特定者だけに折り返し回答出来こととしている為、登録者が倒れて入院、もしくは徘徊して保護などのような、緊急且つ本人に意思確認が難しい時などに迅速に家族や関係機関に連絡および連携できる点が最大のメリットである。足が悪くて市役所等に気軽に出来ない方でも、電話で登録が可能な点も素晴らしい。登録内容もいくつか項目があり、本人が選択できるようになっている。因みに横須賀市の登録者が選んだ項目1位は緊急連絡先、2位はかかり付け医、3位は寺の場所だそうである。

当該事業で登録していた市民から「おかげで命拾いした」という礼状も頂いたとの事。万一の場合に市が代わって回答できる仕組みは今後さらに必要となってくる可能性が高いと考える。エンディングプラン・サポート事業同様、本市でも調査研究をお願いしたい。